

掛川市条例第5号

掛川市表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市表彰条例の一部を改正する条例

掛川市表彰（平成18年掛川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(表彰の種類) 第2条 表彰は、功労表彰及び篤行表彰とする。	(表彰の種類) 第2条 表彰は、功労表彰、 <u>特別功労表彰</u> 及び篤行表彰とする。
(功労表彰) 第3条 (略)	(功労表彰) 第3条 (略) <u>(特別功労表彰)</u>
(篤行表彰) 第4条 (略)	<u>第3条の2 特別功労表彰は、前条の功労表彰に該当するもののうち、その功績が極めて顕著なものに対して市長が行う。</u> (篤行表彰) 第4条 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。